

第193回国会 農林水産委員会 第8号
平成29年4月13日（木曜日）

　　本日の会議に付した案件

○農業機械化促進法を廃止する等の法律案（内閣提出、衆議院送付）

○主要農作物種子法を廃止する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○政府参考人の出席要求に関する件

○委員長（渡辺猛之君）　ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

農業機械化促進法を廃止する等の法律案及び主要農作物種子法を廃止する法律案の両案を一括して議題といたします。

本日は、参考人として秋田県農林水産部長佐藤博君及び龍谷大学経済学部教授西川芳昭君に御出席いただいております。

この際、参考人の皆様に一言御挨拶を申し上げます。

本日は、御多忙のところ本委員会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございました。

ただいま議題となっております法律案につきまして、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を賜りたいと存じますので、どうぞ今日はよろしくお願ひをいたします。

本日の議事の進め方について御説明いたします。

まず、佐藤参考人、西川参考人の順序でお一人15分程度で御意見をお述べいただき、その後、各委員の質疑にお答え願いたいと存じます。

なお、意見の陳述、質疑及び答弁のいずれも着席のままで結構でございますが、御発言の際は、その都度、委員長の許可を得ることとなっておりますので、よろしくお願ひをいたします。

それでは、佐藤参考人からお願ひをいたします。佐藤参考人。

○参考人（佐藤博君）

（略）

○委員長（渡辺猛之君）　どうもありがとうございました。

それでは、続きまして西川参考人にお願いいたします。西川参考人。

○参考人（西川芳昭君）

（略）

○委員長（渡辺猛之君）　どうもありがとうございました。

以上で参考人からの意見の聴取は終わりました。

これより参考人に対する質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○進藤金日子君　自由民主党の進藤金日子でございます。

お二人の参考人の方々から御意見、貴重な御意見を賜りました。本当に感謝を申し上げたいと思います。

冒頭、私の方から確認をさせていただきたいのですけれども、食料の安定供給というのはこれ国の責務であります。一方で、この種子法というのは、御案内のとおり、米、麦、大豆、いわゆる主要農作物の種子の生産、生産に関して、都道府県に種子生産圃場の指定だと圃場審査、生産物検査、あ

るいは審査証明書の交付などを義務付けているわけあります。一方で、種子の品種開発の方は、国、地方公共団体、民間企業等で広く行われているわけですが、これは種苗法によつて品種登録されて知的財産権として保護されているということであります。この混同をされると少し議論がかみ合なくなると思いますから、ここをしっかりと押さえておく必要があるんだろうというふうに思います。

今回の種子法の廃止によりまして、この種子の生産に関する都道府県の義務がなくなるということです。従来の取組については、先ほど佐藤参考人の方からございましたけれども、これは都道府県が自主的に行っていくということになるわけであります。そういう中で、まず佐藤参考人にお尋ねしたいと思います。

種子法廃止によりまして、これは確認という意味で、御意見の中で随分おっしゃられたことあると思いますが、改めて確認という趣旨で質問をさせていただきたいと思うんですが、この種子法の廃止によりまして、一般的に、種子生産に関する都道府県に対する義務がなくなれば、従来と比較して都道府県の種子生産に対する取組が後退する懸念、これは秋田の方からもいろいろあったというふうにお伺いしましたが、実際そういう懸念があるんだろうと思います。これに対しては本当にどのようにお考えか、明確にお答えいただければと思います。

○参考人（佐藤博君）　まず、稻、麦、大豆の主要農作物、これは本県の基幹作物であります、その生産を支えておりますこの種子、この生産業務から県が手を引く、取組が後退するということはこれはあり得ません。そもそも、本県の農業振興、これのもう根本に関わることでございますので、それはあり得ないということをしっかりと申し上げておきたいと思います。

法の存廃に関わらず、県が直接行っていますこの原種、原原種の生産も、それから産米改良協会と行っております、連携しながら行っています一般種子の生産につきましても、これまで同様取り組んでいく考え方でございますが、安定供給にこの後支障を来すということはないというふうに思ってございます。

○進藤金日子君　ありがとうございました。



今はもう基幹作物、秋田は米でございますから、少なくともこの秋田県においては、種子法廃止で義務がなくなつてもこれはもうしっかりと種子生産に対応していくということが明言されたところでございます。

実は私も県での勤務経験がありますが、これ、各県の農林水産担当部局で真剣勝負でやっています、やはり地域の産業を守るという視点で。今回の種子法の義務を外されたら県がやらなくなるんじゃないかなと、私は、県の方々、本当にその

辺については極めて遺憾に思っているところがあるんだろうというふうに思うわけです。私は、どの県においても責任持ってやっておられますから、現実的には責任持って、この種子法の廃止で従来の取組後退するなんということはないよう頑張っていくんだろうなというふうに私自身も感じているところでございます。

引き続き、あと、佐藤参考人、ちょっと深掘りしまして、種子法の廃止によりまして、都道府県の義務、これなくなるわけですが、今度はそうなると、どうしても、やろうという意思はあるんだけれども、根拠法がなくなりますから体制が弱体化したりして、こういった中で主要農作物の安定的な種子供給に支障が出るんじゃないかという声もこれあるわけですけれども、これちょっと重なるかもしれません、これについてあえてまたお答えいただければと思います。

○参考人（佐藤博君） 従来から、まず、県が開発した品種



等々、奨励品種等ですね、こうしたものについてはきっちり原種、原原種生産も行って、一般種子につきましては種子組合を中心にして生産、供給してもらっています。

全体の需給、当然これは、種子といえどもこれは農作物でございますので、足りなくなるという面から見ますと、例えば、新しい品種が出た場合に、当初の見込みよりも生産現場の方で作付けが拡大すると。それから、逆に、生産を予定していた一般採種圃でなぜか災害が起こった、若しくは病気が起こったと、ないようにはしてございますけれども、これはやっぱり作物でございますので分からないと、そういう需給の過不足というのを当然これは想定されることでございます。

本県にあっては、種子、産米改良協会と一緒になりまして、まず2月に翌年の要するに年間の需給をしっかりとこれを計画を立てまして、それに基づきまして、一般の採種圃の方に計画、圃場の認定も含めてしっかりと計画を提示しながら、計画的に生産をしてもらうと。途中途中で必ず需要と供給の方のバランスが崩れないかということをアンテナを高くして、定期的にそういう情報を交換を行いながら全体の調整を図っているというふうなことでございまして、これにつきましても、この後引き続きしっかりと取り組んでいきたいと。

また、この後、県の奨励品種にする云々にかかわらず、民間の種子等々、それから他県の種子等ありますので、そういうものも種子の供給につきましては今手を着けてございませんけれども、そういうものの需給につきましても産米改良協会を中心にして、できるだけ県内でしっかりとその需給が図れるような形で取り組んでいくというふうなことでございます。

○進藤金日子君 本当にありがとうございます。

本当に県の責任者として、しっかりとこの前向きな御

回答をいただきまして、本当にありがとうございます。

次に、西川参考人にお尋ねしたいと思います。

西川参考人の3ページの資料ございますけれども、種子に関するシステムとはいうことがございます。ここで、フォーマルのところというのは、これは種苗法で管理ということですが、これはむしろ種子開発と管理の部分、これ、知的財産権保護されてきますから、そういう面での種苗法の範疇、ところが、この種子法のところがこの中に見えてこないわけですね。種子法というのは生産ですから、開発あっての生産、その生産の部分に権利義務を掛けているということですから、むしろ、このインフォーマルのところを農家自身による取引、書いていますが、このフォーマルのところはむしろ種苗法であって、インフォーマルとフォーマルの間に、生産で県がしっかりと義務を課している、負っているということではないのかなと。

このフォーマルの中に種子法を入れていくというのはいかがなものかなという気も、あるいはインフォーマルの中に種子法を入れていくというのも少しちょっといかがなものかなという気がするので、その辺についてはいかがでしょうか。

○参考人（西川芳昭君） 御質問ありがとうございます。

まさに、今おっしゃいましたように、種子法の位置付けがフォーマルでもなくインフォーマルでもない、ここに連携の部分を明確に法律で定めているところに日本のシステムの独特の部分があって、これがグッドプラクティスだというふうに申し上げております。種苗法が品種改良であり、種子の増産供給が種子法であるという区別は理解しております。

○進藤金日子君 法律で義務を課しているからこの中に連携しているということ、これは戦後はあったのかもしれません。しかしながら、今は、佐藤参考人言われましたように、むしろ、その義務を外してもしっかり連携していくということを言われているわけですから、むしろ発展的にということを言っていますので、この辺についてはもう少し深く、先生言われること、よく理解できるんですが、その辺についてもまた深めていく必要があるのかなという気がいたします。

一方で、この種子法廃止によりまして、都道府県の種子生産に関する義務がなくなるわけですが、この米、麦、大豆の種子生産は都道府県が自主的に行うことになるわけです。これに関する懸念なり問題点、西川参考人、何かありましたら教えていただければと思います。

○参考人（西川芳昭君） ありがとうございます。

先ほども一部出てきましたけれども、県のそれぞれの取組というふうになりますと、やはり財政的な根拠、現在様々な種子増殖に関する資金的な裏付けというのはこの種子法が根拠になっておりますので、やはり各都道府県、もちろん秋田県のような農業県では最大限の努力をされると思いますけれども、やはり根拠法が後ろにあるのとのとでは異なっているというふうに思います。

一例を挙げますと、例えば平成5年、6年のあの冷害のときなどは、例えばその時期に普及しましたかけはしという品種がありますけれども、この品種などは、当該年度の2月の

時点で種が足りないということになったときに、岩手県から沖縄県に申し入れて、沖縄県の協力を得て、岩手県の普及員が現地に行って指導する。沖縄県の普及員が岩手県の品種のことは分からぬわけですよね。そういうふうなことを実際に実施するときに、それは国の機関である農水省が間に入って行われた、このようなすばらしいシステムがあったと思います。これが、種子法がなくなることによってこのような連携がスムーズにいくかどうか。もちろん最大限の努力、県のネットワークもあると思います、されるとは思いますけれども、やはりこういうソフトのインフラである法律というものは残した方がいいと私は考えております。

○進藤金日子君 ありがとうございます。

各県連携のシステムのところ、これは種子法で担保されているわけではなくて、そこは今県の中で自主的に農水省あるいは農研機構、これは連携してやっているんだろうというふうに思うわけですので、その辺については余り種子法の廃止とは直接的には関連はないのかなという気はしておりますが、そこはまた注意していく必要があるんだろうというふうに思います。

次に、佐藤参考人にお尋ねしたいと思います。

今、西川参考人の方からも財政的な話がございました。これは、種子法が廃止されても国は種子生産に関して引き続き従来どおり地方財政措置、これしっかりやるんだということを委員会の場でも答弁いただいているわけですけれども、これは佐藤参考人の方からも先ほど強い申入れがございました。

ところで、現在県で行っている種子生産に関して、種子法による義務だからやっているという意識、本当、職員の方あるんでしょうかということを一点と、それから、県の中の財政部局だと総務部局との折衝で種子生産に関する予算とか人員、これやると思いますが、現実的に種子法に基づく義務だからという理屈、いわゆるそれを種子法の根拠にして予算とか人員を確保しているのかどうか、そこを教えていただければと思います。

○参考人（佐藤博君） 結論から申し上げまして、まずはそれは実質的ではないですね。当然、県の予算査定、担当から順番に、財政課長調整、査定、それから総務部長調整、最後に知事査定という形で段取りを踏んでいきますけれども、担当レベルの提出資料の中には、国もそうでしょうけれども、もう相当の資料、事細かにいろんな資料がありますので、そうした中に主要農産物種子法と、これが根拠になった法律ですよというふうな、そういう記載は多分あろうかと思います。

予算のことに関しまして様々問言われておりますけれども、まず、県の財政が厳しい中で、不要不急の予算、これは当然おのずと削減されることでありますし、それから少ない経費で最大の効果を求められると、これもまた当然のことですございます。農業県秋田で、しかもこの基幹作物の米等の品種の例えれば開発ですか種子の生産に関わるもののが、予算が、少なくともこの法の廃止をもって削減されるですか後退するということはまずあり得ないですし、当県の知事はそういうことはしないというふうに申し上げておきたいというふう

に思ってございます。

○進藤金日子君 ありがとうございます。

今、佐藤参考人の発言の中で、やはりこれ種子法が制定されてからもうこれ60年以上たつわけでありますから、ほとんどもう義務化しなくても定着しているというふうに私は認識していいのかなと今の御意見聞いて感じたわけでございますが、一方で、外食、中食、業務用のお話しされました。これ、今度輸出米ということも出てくるんだろうというふうに思います。

その中で、佐藤参考人、民間との連携でこれから伸ばしていくんだということも先ほど御意見の中で言われておりましたけれども、今後、種子法が廃止されてから、いわゆるそういう意味では縛りがなくなってくるところあるんですが、民間との連携というところについてどのような展望をお持ちなのか、この御意見をいただければと思います。

○参考人（佐藤博君） 輸出というお話をございましたけれども、例えばその業務用への対応ですか輸出への対応、特に、平成30年問題を今控えまして、現場では需要に応じた生産ということで、特に本県がそういう課題を持っているせいかどうか分かりませんけれども、いずれこれまでの家庭食中心から、当然今3割、4割と言われている業務用、これが拡大するわけでございますので、こちらの方により重きを置いた対応というのがこれから多分産地の方で求められてくるだろうと。

そうした場合に、民間が例えばそういった食のトレンドですか消費者、実需者のニーズをいち早くつかまえている、それから場合によってはその出口の実需者をセットで種子の販売と産地の方に提案してくると。こういう、どちらかといいますと我々行政サイドなり場合によっては農業団体の方でも少し手薄な部分、要するに民間の得意な分野、こういったものを何とかこの農業の所得拡大に生かしていかなければなという、こういう思いがございます。

そうした中で、基本的にこれからも本県では県が開発した品種、これがまず主体になる、これは間違いございませんけれども、様々なニーズの変化はございますし、その変化が非常に激しくなってございますので、そういったものにいち早くスピーディーに対応するとすれば、こうした民間の種子を取り入れるですか、それから一緒にそうした需要に合った品種を開発していくと。今日明日云々という話ではございませんけれども、そういったことというのは我々も考えていかなきゃいけないし、そういった戦略がこれから多分県の方にも求められてくるだろうと。

それを実現することによってやはり農家の所得向上につなげていくというのが、今こういった米の情勢が非常に目まぐるしく変わっている中で、県なりに求められている一つの姿勢でないかなというふうに私は思ってございます。

○委員長（渡辺猛之君） 時間が参りましたので、おまとめください。

○進藤金日子君 時間が参りましたので、本当に二人の参考の方々、貴重な御意見ありがとうございました。特に佐

藤参考人、民間の参入も含めて前向きな展望をお示しいただきました、本当にありがとうございました。

私の質問を終えさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

(略)

○委員長（渡辺猛之君） 以上で参考人に対する質疑は終りました。

参考人の皆様に一言御礼を申し上げたいと思います。

本日は、長時間にわたり御出席をいただき、また貴重な御意見も賜ることができました。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。誠にありがとうございました。（拍手）

午後1時に再開することとし、休憩いたします。

○委員長（渡辺猛之君） 農業機械化促進法を廃止する等の法律案及び主要農作物種子法を廃止する法律案の両案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○進藤金日子君 自由民主党の進藤金日子でございます。午



前に行われました参考人質疑に引き続きまして質問をさせていただきます。

主要農作物種子法の廃止法案と農業機械化促進法の廃止法案に関する質疑ということでございますが、これまでの衆議院での質疑、またこれまでの本委員会での質疑の状況に鑑みまして、今回は主要農作物種子法、いわゆる種子法の廃止法案に絞って質疑を行いたいというふうに思います。

お手元に今資料を配っておりますが、やはり、我々日本、国家にとって種子というものの重要性、これもう、種子は重要なんだという人は、この委員会の中、誰も疑惑を挟む人はいないんだろうというふうに思います。極めて重要なこれは公的な財産だということです。

しかしながら、この主要農作物種子法による種子生産の仕組みということを少し整理させていただいたわけあります。ここにありますように、品種開発から生産、販売ということなんですが、この品種開発のところ、これ、もちろん開発して管理するということだろうと思いますが、これは国の研究機関、地方公共団体、民間企業等がもう既に開発していると。これは種苗法による品種登録によりまして知的財産権として保護されております。これは、そういう意味では今回の種子法とは網がかぶっていないところなんですね、守備範囲違います。

今回のこの種子法は、生産の部分、あえてちょっと整理させていただきましたけど、この生産の部分なわけです。現行法の第一条の目的、これは、主要農産物の優良な種子の生産及び普及を促進するため、種子の生産について圃場審査その他の措置を行うことを目的とするということで、あくまでもこれは生産と普及の促進なわけです。ですから、この法律がなくなったからといって、種をどこかに売り渡すとか、国の、いわゆる放棄するとか、そういうことにはならないんだろうというふうに思うわけであります。

しかしながら、この生産の部分、これ主には都道府県に義務付けされているのが第三条から八条まであるんですが、これを廃止したときに少し心配なところがあるんじゃないかということで、まずは農業競争力強化支援法案の中で都道府県の役割を位置付けたと。これは情報提供ということなんですが、後ほどまた質問させていただきますけれども、情報提供があるがゆえにこの情報が海外に行ってしまうんじゃないかなと、こういうような懸念もあるわけであります。

一方で、優良な品種を決定するための試験がなくなると品質確保できないんじゃないかという、こういう懸念もあるんですが、これはもうまさに、種子の品質は種苗法や農産物検査法で担保していくわけですから、これもまあ心配ないんだろうということです。

むしろ、午前中の参考人、秋田県の佐藤農林水産部長のお話だと、こういった義務化された手続が、この義務が廃止されることによって独自に、自主的にいろんな面で簡素化が図れるようなところ、あるいは独自性を発揮できるような余地も出てくるんじゃないかなみたいなことがあったわけあります。そういう中で、こういった守備範囲ということをしっかり頭に入れながら私は質問をさせていただきたいと思うわけであります。

そこで、山本農林水産大臣にお尋ねしたいと思います。

主要農作物の種子というのは、私、今整理させていただきましたけれども、品種開発、生産、販売といった流れの中で農産物の生産者に提供されていくわけありますけれども、このうち種子法は、種子生産における都道府県の義務を規定した法律であって、種子法の廃止によって品種開発には何ら影響がないというふうに私自身考えるんですが、大臣、御見解を伺いたいと思います。

○国務大臣（山本有二君） 今般廃止される主要農作物種子法におきましては、委員御提出になりましたこの配付資料の品種開発、生産、販売の中の品種開発については何ら規定しているところではございません。廃止をされましても、稻、麦、大豆の品種開発には影響がないというように考えております。

農林水産省としましては、これまで、我が国の農業の発展に資する新規性あるいは有用性の高い品種の開発に向けて、委託研究、競争的資金により支援をしてきたところでございまして、引き続きこのような取組を推進することに変わりはございませんので、品種開発には何ら支障はないというように考えております。

○進藤金日子君 山本大臣、ありがとうございました。

品種開発自体は、種子法の存在いかんに関わらず、種苗法によって品種登録により知的財産権としてしっかりと保護されることでありますので、種子法廃止により品種開発

には影響がないということ、明確になったというふうに思います。

次に、午前中にも参考人質疑で秋田県の佐藤農林水産部長からお話を伺ったわけでございますが、義務がなくなれば従来と比較して都道府県の種子生産に対する取組が後退するという懸念、これは全くないんだということを参考人として佐藤秋田の農林水産部長答えられたわけでございますが、その中で、少なくとも米どころの秋田においてはそういうことはないということを断言されておられました。

私も、午前中もお話ししましたが、県での勤務経験があるんですが、今回の種子法廃止で各都道府県が従来の取組を後退させるということはおよそ考えられないなというふうに私自身は考えております。むしろ、都道府県に対して一律にこれ義務を課していることから、都道府県によって行政効率が低下している側面もあって、義務の廃止によってむしろ各都道府県が独自に今後の種子行政を展開していただけるのじゃないかなと思うわけであります。

午前中の佐藤部長の話は、本当に明快で分かりやすかったというふうに思います。責任感に満ちていて、これからしっかりとやっていかないといけないんだということでありまして、私自身感じたのは、義務規定なくなると都道府県何もやらないんじゃないかというのは、何か都道府県に対して失礼な言い方だったのかな、そういう見方なのかなという気すらちょっと今日の参考人質疑を通じて感じたところでございます。

そこで、種子法の廃止によりまして都道府県の種子生産に関する義務がなくなるわけでございますが、米、麦、大豆の種子生産体制が脆弱化して、主要農産物の安定的な種子の提供に支障が出るんじゃないかという懸念、これあるわけです。これもこれまでの答弁いただいたわけでございますが、改めてしっかりと農林水産省の見解、確認したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○政府参考人（柄澤彰君） お答えいたします。

午前中の参考人の御発言にもあったようでございますけれども、現在、都道府県は、種子法があるからということよりも、むしろ各地域の農業振興の観点から種子の生産、普及に関与していただいているというふうに理解しております。したがいまして、種子法が廃止されたとしても、各都道府県の御判断によりまして、多くの都道府県におきましては引き続き種子の生産、普及に関与していただけるというふうに考えております。

具体的には、現行の種子法に規定されております奨励品種に関する業務、原種、原原種の生産に関する業務、圃場審査、生産物審査に関する業務、こういったことを継続する見通しというふうに現に私どもにもお答えになられているところでございます。

農水省としましては、こうした都道府県の取組を後押しするために、別途御提案申し上げております農業競争力強化支援法案におきまして、種子生産に都道府県の知見を活用するという規定をしているわけでございます。そういったことで、都道府県が種子生産において引き続き重要な役割を担ってい

ることを法律上も位置付け、また、種子法に関連する事務を対象として現在措置されております地方交付税につきましても、引き続きこれが確保されるよう関係省庁に働きかける、さらには、今後、種子生産において都道府県のみならず民間事業者としっかりと連携をしていただく取組を後押しするということをやってまいりますので、今後とも種子の安定供給に悪い影響が生ずることがないように努めてまいりたいと存じます。

○進藤金日子君 ありがとうございました。

近年の地方分権の流れの中で、一般的に都道府県というのは国と適切に連携しながらいろいろな独自の取組を進めているわけでございます。農林水産省にも、この都道府県の特色ある種子生産の取組、これについては是非とも、自主性を尊重しつつもしっかりとサポートしていただくことが重要と考えますので、よろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

こうした中にありまして、主要農作物を作付けしている道府県においては、概して財政基盤が強固だとは言えない状況だと思います。また、行政改革の側面から、厳しい職員の定員管理等も継続していくものと見込まれるわけであります。

今御答弁をいただいたわけでございますけれども、この廃止法、種子法の廃止によって都道府県の種子生産に関する義務がなくなると、都道府県の予算措置、人員確保の法的根拠が失われて、中長期的に見て、種子生産に関する都道府県の関与度合いが大幅に低下して、公的種子生産の体制が著しく弱体化するんじゃないかという懸念あるわけであります。

前回、審議の中で我が党の山田修路筆頭理事から質問して確認したところではございますが、改めて、午前中の参考人の中でも強くこの地方財政措置を要望するんだということありましたですから、是非とも改めて地方財政のエキスパートである磯崎副大臣から明快な御答弁をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○副大臣（磯崎陽輔君） 都道府県に対する財政措置に関する御質問であるというふうに考えております。

今事務方から御答弁させていただきましたけど、仮に今後種子法が廃止されたといたしましても、各都道府県においては引き続き種子の生産、普及において重要な役割を果たしていただきたいと思います。

また、種苗法に基づく大臣告示等の改正により、主要農産品の種子の品質確保のための事務も引き続き担っていただきたいと、そのように考えておりますので、これを担っていただく都道府県の役割は今までと全く変わらずまた重要なものがあろうかと思いますので、財政的措置についても引き続き適切に対応していかなければならぬと思っております。

その上で、現在、都道府県に対する財政措置は地方交付税法に基づいておるわけでございますが、今後は、種子法が廃止後も種苗法や農業競争力強化支援法案等を根拠として適切に措置されるよう、今後の平成30年度予算編成過程において関係省庁に強く働きかけていきたいと思っております。また、その結果につきましては、地方交付税の具体的な措置

内容について農林水産省からも各都道府県に対して遗漏のないようにきちっと伝達をし、またお願ひをしてまいりたいと思つてゐるところでございます。

○進藤金日子君 犀崎副大臣、明快かつ御丁寧な御答弁、本当にありがとうございました。

また、種子法はそもそも知的財産権を保護していたわけではないわけあります。種子法の廃止いかんにかかわらず、種苗法によって知的財産権が保護されております。しかしながら、今回の種子法廃止で知的財産権が侵害されるような不安、これもいつも耳にするわけであります。これ、農業競争力強化支援法で民間事業者に対して種子生産に関する知見について情報提供を促進するということ、これに対する不安もあるのかなという気がするわけであります。民間事業者には外資系企業も入ってくることが想定され、結果として都道府県から流出した知見が海外に流出するのではないかという懸念、これあるんだろうというふうに思います。

今日、私配付した資料にもありますけれども、種子生産に関する知見ですから、現行法の三条から八条に規定する、これはもう極めて栽培技術等のテクニカルな知見ということなんだろうというふうに思いますが、これは品種開発に関する遺伝子情報とかそういった知見とはちょっと違うんだろうというふうに思います。しかしながら、多くの方々が心配しているということであれば、これは、都道府県が提供促進する種子生産の知見の具体的な内容だとか、仮にですね、仮に海外に流出すると品種開発に多少応用されるとかそういったおそれがあるのかなというような知見の取扱いについては、ガイドラインみたいなところを定めて通知するのも一つの案ではないかなという気がするわけであります。実際、秋田県の佐藤農林水産部長は、現行種子法の関係通知の、これを実質的なガイドライン等で分かりやすく明示していただくと有り難いみたいなことも今日午前中、意見がございました。

そこで、種子法の廃止により種子に関する知的財産権の公的保護が仮に、なくなるということないんすけれども、そういう不安に対して、なくなつたとして、農業競争力強化支援法案における民間事業者への情報提供によって外資系企業に我が国が長年蓄積してきた種子情報が流出して、結果的に種子メジャー等に我が国的主要農作物の種子が席巻されるんじゃないかなという見方、これ実際言う方あるわけありますので、これに対する見解を伺いたいと思います。

○政府参考人（柄澤彰君） まず、現行の種子法には知的財産の保護ですか外資の参入を防止するというような規定はございません。法制度上は外資が主要農作物の種子産業に参入することは可能ではございます。

しかし、現状を見てみると、海外の外資の戦略としましては、やはり海外の穀倉地帯などの均一で非常に大きな大ロットの種子販売を前提に種子生産を行うという市場戦略を多くの外資は取つてゐるわけでございます。そういった視点から我が国のマーケットを見た場合には、かなり狭い地域を対象に非常に多様な気候条件に適しました多品種が必要だということ、必然的にその販売単位も小ロットになつてしまつ

ということでございますので、そういった外資から見た場合に我が国の種子の市場がそれほど魅力的ではないというのが実態でございますので、現実にほとんど外資は入つてきていないという状況でございます。

私どもとしましては、知的財産の面で、野菜などと同様でございますけれども、引き続き、種苗法に基づく知的財産の保護はしっかりと行つ、そして公的機関が持っておりますいろいろな情報がございますが、そういったものが不用意に海外に流出することがないようにしっかりと対策を講ずることで、我が国の優良品種の知見はしっかりと保護してまいりたいと存じます。

このような知的財産のマネジメントを踏まえました民間事業者との連携によりまして、今後の我が国の種子の開発、供給につきましては、都道府県のみならず官民の総合力を発揮する形で更に優位性を高め、逆に外資に対する競争力を高めていきたいという考え方でございます。

○進藤金日子君 ありがとうございました。

この海外のメジャーに対する話、午前中も秋田の佐藤農林水産部長も同様なことを言っておられたような気がいたします。是非とも、我が国の優良品種、しっかりと守つていただくようによろしくお願ひ申し上げたいというふうに思います。

次に、先般、本委員会で紙委員の方から配付された資料にもございましたけれども、米について民間企業が開発した種子が都道府県により開発された種子よりも高い、値段が高いというふうになっていると。一般的に民間企業は、種子そのものの値段は高くても収量が多くて実質的な種子の値段が名目よりも安くなるように努力するんだろうというふうに考えるわけでございますが、この種子法廃止と農業競争力強化支援法によりまして、種子産業への民間事業者の参入が促進され、これまでの公的生産に比較して結果として種子の価格が上昇するんじゃないかなという懸念もこれ事実聞かれるわけであります。これに対する見解を伺いたいと思います。

○政府参考人（柄澤彰君） 私ども、各県にこの法律の廃止に伴つてどういう対応をされるかということを聞き取りを行つてゐるわけでございますが、大半の都道府県からは種子法が廃止されても引き続き種子の生産、普及に関与するという回答が得られてゐるところでございますので、そのようなことを前提といたしますと、都道府県の生産、普及する種子の価格自体が今と比べて高くなるということは想定されないとこでございます。

逆に、種子法の廃止及び農業競争力強化支援法案の新規参入支援措置を講じますと、民間事業者が種子生産に新規に参入されるということになります。そうしますと、大規模な種子生産体制が導入されたり、例えば都道府県が行つておられる種子生産の事務事業の一部が民間事業者に業務委託をされる、さらには都道府県が持つておられますいろいろなハードの面の施設を民間事業者と共に用するというようなことが進めば、全体として種子の生産コストが下げられ、そして、結果、種子価格の引下げにつながる可能性が出てくるんじゃないかなというふうに思います。

一方、委員が今御指摘のように、今現在、民間事業者が開発しています品種について、一定程度価格が高いものもございます。そういったものがなぜ今一部の生産者に使われているかといいますと、まさに一般の品種に比べまして収量が高くて、結果として当該農家の所得が従来の品種に比べて遜色がないレベルになるということから使われているということでございます。

そういったことも踏まえて考えますと、種子法の廃止によって都道府県と民間事業者の連携による種子生産が促進されれば、都道府県の品種のみならず、民間事業者の開発した品種も含めて農業者にとって選択できる可能性が増え、結果として効果、メリットが農業者に帰属するのではないかというふうに考えております。

○進藤金日子君 ありがとうございました。

物事を一つやるときにはメリットとデメリットと、これあるわけでございますが、今メリットの方をしっかりと言っていただきました。

デメリットもそういうことはないんだろうということでありますけれども、やはり私もこのデメリットのところを突き詰めて考えていきますと、民間企業の参入によって種子の価格が上昇するということはどういうことなのかということを考えていきますと、種子法の廃止で都道府県による種子生産がなくなつて、なくなつて、かつ民間事業者が独占的に種子を支配する、こういうことが起こればこれは上がるかもしれない。じゃ、本当にそういうことが起こるのかと、現実的に。

私もいろいろ考えてみるんですが、この種子法の廃止のみによってそういうことは起こり得ないんだろうと。むしろこういった懸念というのは、議論としてはもちろんあります。しかしながら、机上論なんじゃないかなというふうに、私自身は起こり得ないんじゃないかなというふうに考えるわけあります。

先般の本委員会で舟山委員の方から、A3の種子法廃止に至るまでの経緯という資料を出していただきました。非常に時系列で分かりやすかったというふうに思います。この中で論点になったのが、2007年、平成19年4月20日の農林水産省の見解と現在の種子法案の廃止を判断した見解が全く異なるんじゃないかと、どういうことなんだという御指摘があったというふうに思います。

これも私なりに考えていますと、なぜその見解が変わったんだろうと、この10年間に何があったのかということを、ここをちょっと検証しないといけないんじゃないかなというふうに思います。この事実をしっかり整理しないといけないのかなというふうに思うわけであります。

これ間違えているかもしれません、私の整理では、この10年間何が起つたかと。これ、決定的に変わって今後更に変化が見込まれるのが、午前中の議論もあったんですが、まずは近年、中食、外食といった業務用米に対する需要がどんどん増えてきている。これは10年前にはなかつた事象であります。一方で、二点目ですが、米の輸出ということであります。輸出は10年前は余り考えられなかった。

でも、近年どんどん伸びてきて、これから行くぞと政府もシグナル、意向を示しているわけであります。この二点がいわゆる状況変化としては考えられるんじゃなかろうかというふうに思うわけであります。

ですから、この業務用米と輸出用米の品種開発を誰が担うんだということあります。私は、少なくとも都道府県だけの対応ではこれはなかなか厳しいんじゃないかというふうに言わざるを得ないというふうに考えます。なぜかといえば、現在に至るまで都道府県の品種開発というのは、まずは地域特性に合った、台風があるところは倒伏しないようにしようと、あるいは穂丈ですね、ですから、長いのを短くしようと、そういった開発だと、やはり米の食味を追求していくというような、こういったこと主体の品種開発だったんだろうというふうに思うわけであります。まさに鉛柄米、今競っているわけであります。そちらの方向に相当力点を置かれていると。また、これは長い減反政策の中で、私は、この品質と增收、単収を増やしていくという、そういったことを両立するような、そういった品種開発というのはなかなか行われていなかつたんじゃないかなというふうに思うわけです。

ですから、業務用であれば、これは都道府県もそれぞれの対応を考えるというふうに秋田の部長も言っておられました。ただ、輸出米となればちょっと厳しいなというようなコメントもあったわけでございますが、やはり、この業務用米や輸出用米の開発と効率的な種子生産という新たな分野にこれまでスピーディーに、迅速に対応していかないといけないということも言っておられましたから、この中ではやっぱり民間企業の積極的参入は期待されて、国レベルの農研機構と都道府県と民間企業が連携すべき分野ではなかろうかというふうに考えるわけであります。

しかるに、この間の答弁にもありましたけれども、現行法上で幾ら民間企業の参入を促しても全く参入されない。つまり、現行法の限界に至ったんじゃないかというふうに考えるわけであります。現場でも、今日の午前中あったように、これまでよかったですんだと、今までの種子法で、でもこれから展望すると限界があるんですということを秋田の部長さん言われておりました。そういった中で、これもう種子法を廃止しなくていいじゃないかと、一部改正でいいんでしょうという議論があるんです。そういった中で何で廃止しなければならないか、この決定的な理由について明快に御答弁をお願いしたいと思います。

○政府参考人（柄澤彰君） 今委員からも御指摘がございましたように、この10年程度の間、通知なども出しまして、私ども、この種子法の枠組みを前提とした形で、どうか奨励品種を指定する際、民間事業者の品種にも目を向けていただくようお願いをしてきたわけでございます。都道府県に対しまして、民間事業者の品種につきましても参入促進をしてい



ただきたいということをずっとお願ひしてまいったわけでございます。.

しかし、この10年たってみましても、ほとんど民間の品種が都道府県の採用品種に採用されないという事実がございます。これは紛れもない事実でございます。やはり、都道府県としましては、やはり奨励品種になりますといろんな公費が投入されるということになります。したがいまして、自ら開発した品種を優先的に奨励品種にするということになっていることが事実でございます。

この根本的な要因を考えてみると、やはり法制度上、この奨励品種を指定するための試験などをこの法律によって都道府県に義務付けておるということが構造的な問題になっているということでございます。いろいろな改正とか運用改善というような案も今あるんではないかということも御指摘がございましたが、今申し上げましたような経緯とこの法制度の構造を考えた場合に、この法律の本質は県に義務付けるという法律でございますので、いかにこの法律の改正などを行ったといたしましても、その本質的な法律の構造は変わりませんので、今般、この改正ということではなくて、種子法の廃止とともに別途の競争力強化法案の御提案も申し上げているという判断に至ったというところでございます。

○進藤金日子君 ありがとうございます。

やはり、これから種子行政ということを展望したときに、今の構造ではなかなか対応し切れない部分、これあるんだろうと、これはまさにそういった中での廃止ということであろうというふうに理解いたします。そういう中で、この種子法の廃止に当たっては、やっぱりまだいろいろな不安や懸念というのがこれあると思います。

今回は、これまで私も、衆議院での審議、参議院での審議、議事録全部読ませて、チェックさせていただきまして、私なりに内容をチェックしながらポイントを絞って、ここが不安なんだろう、ここは懸念があるなというところをしっかりとちょっとピックアップしまして、午前中の参考人質疑と対

比する形で実は今農水省としての責任ある考え方ということを明確にしたつもりであるわけであります。.

今回の質疑の中で、農業競争力強化支援法案に規定する予定の、都道府県が提供を促進する種子生産の知見のこの具体的な内容や、これ繰り返しになりますけれども、仮に海外に流出すると品種開発に応用されるおそれがあるような知見、この取扱いは、やっぱりこれは一定程度のガイドラインというところも考えていいんじゃないかなと。そういった中で、そこは共通認識としてしっかりと都道府県と国と情報共有しながら、間違えても優良な品種がおかしな形で海外に出ないような、そういうチェックを引いていくということも重要なんじゃないかなという気がいたします。

そういう中で、やはり、都道府県の事務の円滑化ということも図られていくと思いますし、なおかつ民間事業者と今までではない前向きな連携、今日午前中は豊田通商さんとの連携の例、話されておりましたけれども、やはりネガティブチェックというところも重要なですが、ポジティブな方向、どういうふうに連携していくのかということを各都道府県、今本当に熱心にやっておられますから、こういった前向きな連携を深める上でも、これしっかりと農水省の方にサポートしていただければというふうに考えるわけであります。

種子法廃止を私はやっぱり否定的に捉えるんじゃなくて、都道府県の自主性や独創性の発揮、それから、民間事業者との連携強化によって需要に応じた主要農産物の生産が可能になっていくんだと、そういった中で、やっぱり結果として何でそうなるのかというと、農業者の所得向上であります。やはりこの農業者の所得向上につながっていくんだということ、ここをしっかりと念頭に置きながら、これからまた農水省の方、この種子法廃止されればその後の施策展開、よろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

以上で私の質疑を終えさせていただきます。どうもありがとうございました。

(以下略).

【委員會提出資料】

主要農作物種子法による種子生産の仕組み

